

コスモエネルギーグループ サステナブル調達ガイドライン

【サステナブル調達 項目の解説】

2023年1月

コスモエネルギーホールディングス株式会社

はじめに

●お取引先の皆様へ（サステナブル調達推進のお願い）

コスモエネルギーグループは、全てのお取引先（サプライヤー）が、「持続的発展」を実現するために、大切なビジネスパートナーと考えています。お取引先と適切なコミュニケーションを図り、健全な関係を築くことで、相互繁栄をしながら持続可能な社会の実現に取り組んでいます。コスモエネルギーグループは、グループ理念、企業行動指針を踏まえて、2019年10月に「**コスモエネルギーグループCSR調達方針**」を制定し、2022年2月に「**コスモエネルギーグループサステナブル調達方針**」に改訂しました。

コスモエネルギーグループでは、当社グループ会社が調達している**物品・サービス**に関して、この方針に基づきサステナブル調達に取り組んでいきます。お取引先（サプライヤー）はコスモエネルギーグループにとって大切なビジネスパートナーであり、お取引先（サプライヤー）の理解・協力を得て初めて、サプライチェーン全体としてサステナブル調達を推進できると考えています。

サプライチェーン全体でサステナブル調達を推進していく目的で、「コスモエネルギーグループサステナブル調達方針」に基づき、9つの取組を「**コスモエネルギーグループサステナブル調達ガイドライン**」として作成いたしました。取引先（サプライヤー）の皆様に対し、本内容についてご理解と賛同をいただくとともに本ガイドラインに準拠した取り組みを求めています。

コスモエネルギーグループのお取引先（サプライヤー）の皆様におかれましては、「コスモエネルギーグループサステナブル調達方針」および「コスモエネルギーグループサステナブル調達ガイドライン」を十分にご理解頂き、ご協力をお願いいたします。

（本ガイドラインは一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が2020年3月に発表した「責任ある企業行動ガイドライン」を参考にしております）

2023年1月

コスモエネルギーホールディングス株式会社

コスモエネルギーグループでは、グループ理念の「持続的発展」を実現するために、基本的人権の尊重をはじめ、労働、環境、腐敗防止等、全ての社員が日々の業務においてとるべき行動や守るべき事項を「コスモエネルギーグループ企業行動指針」として定めています。この企業行動指針は、お取引先や協力会社などに対しても関連する事項の遵守を要請しています。

※参考

コスモエネルギーグループ企業行動指針 (<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/guideline.html>)

人権方針 (https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/policy/human_rights.html)

環境方針 (<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/policy/environmental.html>)

コンプライアンス方針 (<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/policy/compliance/index.html>)

税務方針 (<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/policy/tax/index.html>)

「コスモエネルギーグループ企業行動指針」

第1章 安全で事故のない企業グループであり続けます

- 1.安全で快適な職場環境づくり
- 2.労働災害および事故の防止
- 3.事故・災害発生時の備え
- 4.事故・災害発生時の責任ある行動

第2章 お客様の信頼と満足に応えます

- 1.エネルギーの安定的な供給
- 2.お客様に信頼される製品・サービスの提供
- 3.お客様にご満足いただける対応

第3章 人を大切にします

- 1.一人ひとりの人権、多様性の尊重
- 2.明るく働きやすい職場づくり
- 3.人材の育成および能力の向上

第4章 地球環境を大切にします

- 1.地球環境のため、いま、実行すること
- 2.地球環境のための未来にむけた行動

第5章 社会とのコミュニケーションを大切にします

- 1.地域社会の発展
- 2.私たちをより知っていただくために

第6章 誠実な企業グループであり続けます

- 1.社会の一員としての良識ある行動
- 2.会社財産の適切な管理と利用
- 3.誠実な取引
- 4.情報の取り扱い

「コスモエネルギーグループサステナブル調達方針」

コスモエネルギーグループ（以下、当社グループ）は「私たちは、地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展をめざします。」というコスモエネルギーグループ理念（以下、グループ理念）の実現のために、コスモエネルギーグループ企業行動指針（以下、企業行動指針）において、法令遵守、公正な取引、人権尊重および環境配慮等の社会的責任をサプライチェーン全体で果たしていくことが不可欠であることを示しています。本方針はグループ理念および企業行動指針に基づき、当社グループがサプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に取り組むために果たすべき社会的責任についての基本的な方針を示すものです。

1. 法令等の遵守

当社グループは、調達業務の遂行にあたり、その国・地域に適用される法令・社会規範の遵守はもちろん、その環境、文化および慣習等を尊重し、これらに反する行為は行いません。また、取引先と私的な利害関係は持たず、不正な取引を目的とした接待・贈答の授受を行いません。加えて、購買取引を通じて知り得たお取引先の機密情報を守秘し、第三者の知的財産権等の権利を侵害するような購買取引は行いません。

2. 公正な取引・機会均等

当社グループは、取引先に対して調達に関する情報を適時・適切に発信する等、公正な取引の機会を提供し、相互理解と信頼関係の構築に努めます。不公正な取引方法、受領拒否、支払遅延および不当な取引条件の押し付け等を行いません。

3. 社会的責任

当社グループは、サプライチェーンのすべての段階における企業の社会的責任を考慮し、製品・サービス等の調達を推進します。具体的には、以下の項目を考慮します。

- ・品質および防災等安全確保への取り組み
- ・人権尊重、労働安全衛生および労働環境改善への取り組み
- ・環境保全および環境配慮への取り組み

4. 取引先の選定評価

当社グループは、取引先の選定を、品質、納期、価格、技術力および経営の安定性に加え、サステナビリティの取り組み等を総合的に勘案し、合理的な判断に基づいて行います。取引先において、社会的影響の大きい法令違反が行われ、改善の余地がない場合、取引停止等の対応を講じます。

5. 相互発展(パートナーシップ)

当社グループは、取引先とはお互いに大切なパートナーとして協力体制の構築に取り組み、ともに相互の繁栄をめざします。また、取引先の立場を尊重した上で、企業行動指針の実践、および当社グループの人権方針、環境方針およびコンプライアンス方針等の遵守を推奨します。

6. 透明性の確保

当社グループは、取引先の選定においては取引に必要な情報や条件を公平に公開し、必要に応じて選定しなかった場合の理由を開示します。

I. 公正取引・倫理	7
(I - 1) 各種法令の遵守	
(I - 2) 競争制限的行為および優越的地位の濫用の禁止	
(I - 3) 汚職・賄賂等の禁止	
(I - 4) 不適切な利益供与および受領の禁止	
(I - 5) 知的財産の尊重	
(I - 6) 情報公開	
(I - 7) 不正行為の予防・早期発見	
(I - 8) 反社会的勢力の排除	
(I - 9) 責任ある鉱物調達	
II. 人権・労働	9
(II - 1) 人権の尊重	
(II - 2) 差別の禁止	
(II - 3) 労働時間	
(II - 4) 従業員の団結権	
(II - 5) 強制的な労働の禁止	
(II - 6) 児童労働の禁止	
(II - 7) 適切な賃金	
III. 防災・安全衛生	11
(III - 1) 緊急時の対応	
(III - 2) 機械装置の安全対策	
(III - 3) 職場および施設の安全衛生	
(III - 4) 労働災害・労働疾病	
(III - 5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	
(III - 6) 従業員の健康管理	
(III - 7) 安全衛生のコミュニケーション	
IV. 環境の保全	13
(IV - 1) 環境マネジメントシステム	
(IV - 2) 化学物質の管理	
(IV - 3) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気等)	
(IV - 4) 温室効果ガスの排出量削減	
(IV - 5) 廃棄物削減	
(IV - 6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)	
(IV - 7) グリーン購入の推進	
(IV - 8) 生物多様性に関する取組み	

V. 品質・製品安全性	1 5
(V-1) 品質マネジメントシステム	
(V-2) 製品安全性の確保	
(V-3) 正確な製品・サービス情報の提供	
VI. 情報セキュリティ	1 6
(VI-1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	
(VI-2) 個人情報の漏洩防止	
(VI-3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	
VII. 社会貢献	1 7
(VII-1) 社会・地域への貢献	
VIII. 事業継続計画	1 8
(VIII-1) 事業継続計画の策定と準備	
IX. サプライヤーの管理	1 9
(IX-1) サプライヤー行動規範の作成と伝達	

「コスモエネルギーグループ° サステナブル調達ガイドライン」

I. 公正取引・倫理

(I-1) 各種法令の遵守

事業活動を行うにあたっては、その内容を十分に理解し、各種法令を遵守する

事業活動に関連する各種法令を理解し、必要な許認可・免許の取得・届け出・定期報告等を実施している。
許認可には環境に関する影響評価や化学物質等の取り扱いに関する許認可を含む。
定期的な内部監査や社内調査で確認できる仕組み、行動規範、ガイドライン等の体制が整っている。

(I-2) 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為、優位的地位の濫用等を行わない

同業他社との間で製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと（入札談合）等の「競争を阻害する行為」や、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うこと等の「不正競争行為」を行っていない。

購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課す「優越的地位の濫用」を行っていない。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行っている。

(I-3) 汚職・賄賂等の禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金等を行わない

公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持・非公開情報の入手等、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与（贈賄）を行っていない。また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を超えた接待・贈答を行っていない。
許認可や取引の獲得・維持・非公開情報の入手等業務上の何らかの見返りを求める政治献金や、正規の手続きを踏まない政治献金を行っていない。

(I-4) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダー（利害関係者）との関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金等を顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような行為を行っていない。

顧客等の業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式等の売買を行なうインサイダー取引等を行っていない。

(I-5) 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない

事業活動に於いて、他者の知的財産を違法な手段で入手・使用することを行っていない。

金型図面やコンピュータソフトウェア、その他の著作物の違法な利用・複製をすることや第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することを行っていない。

※知的財産とは、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・営業秘密等を指す。

(I-6) 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して情報提供・開示を行う

事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反等の発覚、サステナビリティに関する取り組み）等をステークホルダーに情報提供・開示すべき内容と認識しており、適宜開示を行っている。

重大なリスク情報等を把握した場合については顧客やステークホルダーに対して都度発信をおこなっている。

(I-7) 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える

不正行為の防止を目的とした従業員への教育・啓発活動の実施、風通しの良い職場風土の醸成等を行っている。

不正行為を早期に発見できるよう不正行為に関する社内・社外通報窓口を設置し、制度を整備している。

不正の通報があった場合には通報者を適切に保護し、迅速に対処し対応結果を適宜通報者へフィードバックしている。

(I-8) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力との関係をいかなる場合においても有していない

従業員、取引先が反社会的勢力に該当していないこと、または反社会的勢力と関係を一切有していないことを確認できている。

※反社会勢力とは暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者を指す。また、関係性の定義は以下の通り。

1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき。
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
5. その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(I-9) 責任ある鉱物調達

製品に含まれる鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こしていない

納入する製品に金やタングステン、タンタル、スズが含まれる場合には、調達方針を策定の上、調達に関するデューデリジェンスを実施する等リスクの調査と是正措置の検討を行っている。

鉱物調達に関してサプライヤーとの定期的なコミュニケーションを実施したり、上記の事項に違反した原料を使用しない旨を契約書に追記する等の対応を取っている。

※金やタングステン、タンタル、スズは紛争や人権侵害等が行われる状況下で採掘されるリスクの高い鉱物として「紛争鉱物」と呼ばれている。

II. 人権・労働

(II-1) 人権の尊重

全ての人の基本的人権を尊重し、各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする非人道的な扱いを行わない

虐待、体罰、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）等を明確に禁止している。

上記に反する事案発生時に適切に対応するための体制や仕組みが整備されている。

人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、実施している。

個人の尊厳を傷つける行為や嫌がらせやいじめに類するような言動が人権侵害であることを役員・社員が理解している。

(II-2) 差別の禁止

求人・雇用における差別はなく、機会均等と処遇における公平の実現に努める

求人・雇用において本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇に差を設けていない。

人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無により処遇の差別を行っていない。

健康状態や妊娠の有無が機会均等または処遇における公平性を損なわないよう取り組みを行っている。

(II-3) 労働時間

労働時間は法定限度内となっており、休日・休暇を適切に支給する

従業員の労働時間を把握しており、年間所定労働日数や超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間が緊急時、非常時を除き法定限度を超えないように管理の仕組みを整えている。

週に1日の休日や法令に定められた年次有給休暇を支給している。

(II-4) 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社を行う自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会等に加わる自由等が尊重されている。

労働組合の有無に依らず、従業員の団結権は尊重されており、職業別労働組合等への参加を妨げていない。

※職業別労働組合とは企業や工場の枠組みを超えて同一の職種や処遇に属する労働者によって組織された労働組合の事。

(II-5) 強制的な労働の禁止

全ての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない

自らの意思によらない労働を行わせていない。

自由な離職の権利を保証し、身分証明書・パスポート・労働許可証等の雇用者への預託を義務付けていない。

例として以下のような労働を行わせていない。

- ・本人の意思に反して就労させる（強制労働）
- ・借金等の返済のために離職の自由を制限する（債務労働）
- ・人身売買の結果として就労させる（奴隷労働）

・過酷な環境における非人道的な就労をさせる（囚人労働）

（Ⅱ－６）児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない

ILO（国際労働機関）の条約・勧告や若年労働者保護のための法令に違反した労働行わせていない。日本国内においては15歳未満の者を雇用していない。

若年労働者を就労させる際は夜間労働や危険作業等の制限に従っている。

海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務に違反した就労をさせておらず、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に従っている。

※最低就業年齢の原則は15歳：ILO条約第138号

（Ⅱ－７）適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない

所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金の支給を行っている。

超過勤務手当や法定給付を含む手当の支払を法律に従って行っている。

労働関連法令等に違反して、合理的な理由のない一方的な賃金の減額や、有給休暇取得者に対する賃金の減額等不当な賃金減額を行っていない。

Ⅲ. 防災・安全衛生

（Ⅲ－１）緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

災害・事故を想定した設備・備品（避難設備・救急医療品の備蓄・火災探知システム、火気抑制設備、外部通信手段等）を整備し、手順書（緊急時の報告経路、従業員への通知方法、避難方法、復旧計画、災害時における地域との連携方法等）を作成している。また、従業員に対し緊急対応教育（避難訓練を含む）を実施し、手順書の掲示等により周知を行っている。

（Ⅲ－２）機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類は災害を防ぎ、安全に使用できる状態にする

危険を伴う作業を行う装置についてフェイルセーフ・フールプルーフ・インターロック等の安全機構が適切に設置されており、定期的な検査とメンテナンスを行い、持続的改善が為されている。

※フェイルセーフ：装置、システム等において、故障や操作ミス、設計上の不具合等の障害が発生することをあらかじめ想定し、起きた際の被害を最小限にとどめるよう、誤操作、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に制御するための安全機構。

※フールプルーフ：装置、システム等の使用において、よく分かっていない人が使用する場合、あるいは、作業手順を間違えた場合も、危険にさらされないことがないように、設計の段階で安全対策を施す事。

※インターロック：複数の動作プロセスをもつシステムにおいて、プロセス相互間の動作を調整し、あるプロセスが適正（安全）な状態にある場合にのみ他のプロセスの動作を可能にするよう制御する機構。

（Ⅲ－３）職場および施設の安全衛生

職場環境と施設が安全かつ衛生的に使用できるように整備し継続的改善を行う

安全衛生に考慮した、照明の設置・換気の実施・作業スペースの確保がされており、定期的に確認が行われている。

電気設備や火気の取り扱い・床面の安全性・落下物の可能性等の職場の安全に対するリスクを評価し、保護具支給や設備対応・教育訓練等の適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保している。

人体に有害な化学物質（煤煙・蒸気・ミスト・粉塵・放射線等を含む）や騒音・悪臭等の発生箇所と従業員が接する可能性を把握し、管理基準を策定した上で保護具の支給や適切な教育を実施している。

労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）について、施設の清潔・衛生を保ち、衛生的な食事、飲料水の提供が出来ている。

※職場・従業員には、オフィス等の非製造部門の施設・従業員も含む。

（Ⅲ－４）労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる

法律で定められた労災保険に加入しており、労災や労働疾病の発生に際して従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、行政への報告、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進等を可能にする制度や施策を取っている。

※従業員には、オフィス等の非製造部門の従業員も含む。

(Ⅲ－５) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

手動での重量物運搬作業・単純な組み立てやデータ入力等の長時間にわたる反復作業等の実施状況を把握しており、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力等の対応が取られている。

※作業にはオフィスでの作業を含む。

(Ⅲ－６) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

法令に定める水準の健康診断・ストレスチェック等を実施し、従業員の疾病の予防と早期発見を図っている。

あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスの向上を図る施策を実施している。

※従業員には、オフィス等の非製造部門の従業員を含む。

(Ⅲ－７) 安全衛生のコミュニケーション

職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する

全ての労働者を対象とし、業務作業の開始前と業務作業の開始後定期的に安全に関する教育・訓練を実施している。

教育・訓練の項目には、個人保護具の正しい使い方、緊急時対応、機械の安全操作、有害な環境に入る前の準備等が含まれており、労働者側からも安全上の懸念を提起できる仕組みが整えられている。

※ILO多国籍企業宣言43項では、労使対話に基づく予防文化の醸成に関する記述がある。

IV. 環境の保全

(IV-1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用する

環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持しており、環境保全に対してPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行っている。

全般的な管理の仕組みとして組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだ仕組みが整備され、ISO14001等の第三者認証を受けていることが望ましいが、取得していない場合もPDCAサイクルを回す仕組みがあれば、環境マネジメントシステムを構築、運用していると判断する。

※PDCAとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（処置）の略。業務計画を立て、その通りに実践し、結果を評価し、改善し、次につなげるというサイクルを指し、品質や業務改善のマネジメント手法として用いられる。

(IV-2) 化学物質の管理

製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質管理を行う

製品に対して法令等で含有禁止に指定された化学物質の不含管理や、管理が必要とされる化学物質の適切な管理を実施し、必要とされる試験評価の実施や表示義務を履行している。

製造工程において、製品に含有される化学物質の管理と、外部環境に排出・放出される化学物質の把握、必要に応じた行政への報告等を行い、当該物質の排出量の削減に努めている。

(IV-3) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気等)

排水・汚泥・排気等に関する所在国の法令等を遵守し、必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする

排水・汚泥・排気等による公害の発生を予防するため法令等に従うだけでなく、必要に応じ環境負荷削減のため法律水準以上の自主目標を設定し、制御方法・処置方法の改善により流出量・排出量の削減に取り組んでいる。取組み項目の例として排水中の化学的酸素供給量（COD）、排気中の二酸化硫黄等、オフィスでの節水や省エネ等がある。

(IV-4) 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6の6種類の物質群を含めた温室効果ガスの削減目標を自主的に設定し、削減に取り組んでいる。

取組みにはオフィスにおける省エネや節電等を含む。

(IV-5) 廃棄物削減

廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

事業所等から外部へ排出される各種ゴミや産業廃棄物等に対し廃棄の際は各国の法令を守るだけでなく、自主的な削減目標を設定し取り組んでいる。

取組みにはオフィスを含めた3Rの推進やペーパーレス化等を含む。

※3RとはReduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を指す。

(IV-6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る

資源の有効活用を図るため、製品への材料使用量の削減・再生資源および再生部品の利用促進等に取り組んでいる。

熱や電力エネルギーの使用の合理化を図り、石油、天然ガス、石炭、コークス等の燃料資源の有効利用に取り組んでいる。

取組みにはオフィスを含めた3Rの推進やペーパーレス化等を含む。

(IV-7) グリーン購入の推進

商品・サービスに関する環境負荷低減を目指す

商品やサービスを購入する際に、環境性能・必要性を考慮し、環境負荷の少ないものを選択している。

取組みにはオフィスや事業運営におけるグリーン購入を含む。

弊社グループのグリーン購入の取組みは以下を参照下さい。

<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/csr/environment/green/index.html>

(IV-8) 生物多様性に関する取組み

事業が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む

工場や事業所の立地において生態系保護に配慮し、事業計画における環境アセスメントの適切な実施、地域社会とのコミュニケーションの実施、地域と連携した環境保全活動を行うこと等に取り組んでいる。

原料の入手や事業活動の実施にあたり生物多様性への影響を評価している。

※生物の多様性とは、多様性を「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルで捉える概念であり、その多様性の維持向上が人類を含む地球上の生物・生命の維持に不可欠とされている。

V. 品質・製品安全性

(V-1) 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質に関する方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持しており、品質保証に対してPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行っている。

全般的な管理の仕組みとして組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだ仕組みが整備され、ISO9000等の第三者認証を受けていることが望ましいが、取得していない場合もPDCAサイクルを回す仕組みがあれば、品質マネジメントシステムを構築、運用していると判断する。

(V-2) 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、その製品が各国の法令等で定める基準を十分に満たす安全性を確保する

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売している。

法令遵守はもとより、トレーサビリティ（材料・部品・工程等の履歴）管理や問題発生時における迅速な対応方法の策定等を含め製品安全性を確保している。

(V-3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確な情報を提供する

製品やサービスに関する仕様・部材・部品・含有物質・品質・取扱い方法等を正確に提供している。

製造工程や施工方法に当初の合意内容から変更があった場合は変更が反映された情報を適宜提供している。

※弊社グループでは最終製品の品質・機能への影響を考慮し規格内であっても変更の際に事前相談を求めています。

VI. 情報セキュリティ

(VI-1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えない

インターネットに接続されたコンピュータやサーバー（以降コンピュータと記載）がコンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェア等の脅威にさらされた場合、当該コンピュータに保存されている顧客情報・機密情報の流出や他社のコンピュータへの攻撃等が発生する可能性があることを認識している。

上記の場合に業務停滞や信用失墜等の重大な損失を招くことがある事を認識し、ファイアーウォールの設置・適宜のアップデートや防衛ソフトの使用等の対策措置を取っている。

(VI-2) 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

氏名、生年月日、住所等の記述等とともに保存されている情報や、他の情報との照合により特定の個人を識別可能な情報を個人情報として認識し、不正取得・不正利用・漏洩が無いよう適切な管理を実施している。

個人情報に関する全般的な管理の仕組みを構築しており、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを行っている。

(VI-3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

顧客・第三者との間で機密である旨が合意されている文書・データ等が不正利用や漏洩する事が無いよう適切な管理を実施している。

機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを行っている。

Ⅶ. 社会貢献

(Ⅶ-1) 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う

実施可能な活動範囲を決め、国際社会・地域社会の発展のため、本来の業務や技術等を活用した活動、施設や人材等を活用した非金銭的な貢献、金銭的寄付による貢献等、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動を実施している。

Ⅷ. 事業継続計画

(Ⅷ-1) 事業継続計画の策定と準備

大規模自然災害、事故やテロ・暴動等に対する事業継続計画（BCP）を策定する

大規模自然災害等によって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に自社が供給責任を果たすために、想定される被害から生産・管理拠点を復旧させるための戦略や長期化した場合の代替手段の確保について定めており、定期的な訓練や見直しを実施している。

IX. サプライヤーの管理

(IX-1) サプライヤー行動規範の作成と伝達

自社のサプライヤーに向けた行動規範等を作成し、サプライヤーに案内し、署名依頼、自己評価および実地監査を行う

自社の企業理念がサプライチェーン全体で実践されるよう、サプライヤーが遵守すべき行動・プロセス・手順等を纏めて行動規範やガイドラインとして定め、サプライヤーへの周知徹底を行っている。

以上

【改版履歴】 版数	年月日	内容
第1版	2019年12月13日	コスモ石油 CSR購買 ガイドライン制定
第2版	2023年1月26日	コスモエネルギーグループ サステナブル調達ガイドラインに改訂